

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日休む）

## 目 次

◇ 告 示  
新たに生じた土地の確認（地方課）  
町の区域の新設（〃）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

新たに生じた土地の位置（平成三年十二月十日現在の地番による。）

- 米子市彦名町字坂口新出二 七五四〇の二と一体をなす国有地、字上船入西七九〇の三及びこれと一体をなす国有地、字明神港七九一の一、七九五の四、八〇三の四、八一の一、八一の二の四、八一三の六、八一六及びこれらと一体をなす国有地、字粟島山一三二三の二、一三二四の二、一三二五の二、一四〇五及びこれらと一体をなす国有地、字百姫沖一三二六の一、一三二七の一、一三二八の一、一三二九の一、一三四四の一、一三四六の二、一三七二の一、一三七三の一、一三七四の一及びこれらと一体をなす国有地、字新堀灘一六〇五から一六一二まで、一六一四から一六一六まで、一六三三の一、一六三四の一、一六三五の一、一六四三の一、一六四四の一、一六四五の一、一六四六の二、一六五五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、字港沖一六七八の二、一六七九の二、一六八〇の二、一六八一の二、一六八二及びこれらと一体をなす国有地、字流田川三 一九三二、一九三三、一九三八、一九三九、一九四五及びこれらと一体をなす国有地、字乗越川三 一九四六の二、一九五一、一九五二、一九五九、一九六〇の二、一九六二の二及びこれらと一体をなす国有地、字学校下四、三一六の二、三一七、三二二の二、三二二三の二、三二二八の二、三二二九の二、三二三四の二、三二三五の二、三二三八の二、三二三九の二、三二四〇の二、三二四一の二、三二四二の二及びこれらと一体をなす国有地、字高瀬四 三二四六、三二四七、三二五一、三二五二、三二五七、三二五八の二、三一六一、三一六二、三一六五、三一六六、三一六九、三一七〇、三一七三、三一七四、三一七六及びこれらと一体をなす国有地、字大吉灘三二〇四、三二〇九の二、三二一〇、三二一五、三二一六の二、三二二一の二、三二二二の二、三二二七の二、三二二八の一、三二二八の二、三二二三、三二三四、三二三九、三二四〇及びこれらと一

新たに生じた土地の面積

一〇・七八三・三  
〇〇・〇〇〇平方  
メートル

体をなす国有地、字大吉三 三二五七及びこれと一体をなす国有地、字藪中下三 三六〇〇、三六〇一及びこれらと一体をなす国有地、字藪中下五 三六五五の八から三六五五の一三まで、三六五六の六から三六五六の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地、字岩屋下四 三六五七の九から三六五七の一六まで、三六七六の二、字後藤川上四 三六七七の二、三六八〇の二、三六八一の二、三六八八の二、三六八九の二、三六九〇の二、三六九三の二、三六九四の二及びこれらと一体をなす国有地、字後藤瀬三 五五六五の二、五五七九の三、五五七九の四及びこれらと一体をなす国有地、字後藤瀬二 五五六〇及びこれと一体をなす国有地、字大谷下三 五五八〇、五五八一、五五九五及びこれらと一体をなす国有地、字中村下三 五六四九、五六五一、五六五二及びこれらと一体をなす国有地、字堂ノ下四 五七四八の二、五七四九の二、五七五〇の二、五七五一の二、五七五二の三、五七五二の四、五七五三の四から五七五三の六まで、五七五四の二、五七五五の二、五七五六の三、五七五六の四、五七五七の三、五七五七の四、五七五八の二及びこれらと一体をなす国有地、字明治開一 五七五九の二、五七六〇の二、五七六二の二、五七六三の三、五七六三の四、五七六四の二、五七六五の二、五七六六の二、五七六七の二、五七六八の二、五七六九の二、五七七〇の二、五七七一の八から五七七一の一四まで及びこれらと一体をなす国有地、字明治開二 五七七二の三、五七七二の四、五七七三の二、五七七四の四から五七七四の六まで、五七七五の三、五七七五の四、五七七六の二、五七七七の二、五七七八の二、五七七九の二、五七八〇の二、五七八一の三、五七八一の四及びこれらと一体をなす国有地、字明治開三 六八五七の三、六八五七の四、六八五八の五から六八五八の七まで、六八五九の三及びこれらと一体をなす国有地、字明治開四 六八六一の二、六八六二の二、六八六三の二、六八六四の一から六八六四の三まで、六八六五の二、六八六六の三、六八六六の四、六八六八の四、

六八六八の六、六八六九の三、六八六九の四、六八七〇の二、六八七一の三、六八七二の三、六八七三の四及びこれらと一体をなす国有地、字中海七六〇〇の七、七六〇〇の一七及びこれらと一体をなす国有地並びに字中海一 七六〇〇の二一、七六〇〇の三一、七六〇〇の三二の地先

鳥取県告示第三百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

同上の区域（平成三年十二月十日現在の地番による。）

彦名新田

米子市彦名町字坂口新田二 七五四〇の二と一体をなす国有地、字上船入西七九〇の三及びこれと一体をなす国有地、字明神港七九一の一、七九五の四、八〇三の四、八一の一、八一の二の四、八一三の六、八一六及びこれらと一体をなす国有地、字粟島山一三二三の二、一三二四の二、一三二五の二、一四〇五及びこれらと一体をなす国有地、字八百姫沖一三二六の一、一三二七の一、一三二八の一、一三二九の一、一三四四の一、一三四六の二、一三七二の一、一三七三の一、一三七四の一及びこれらと一体をなす国有地

地、字新堀灘一六〇五から一六一二まで、一六一四から一六一六まで、一六三三の一、一六三四の一、一六三五の一、一六四三の一、一六四四の一、一六四五の一、一六四六の二、一六五五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、字港沖一六七八の二、一六七九の二、一六八〇の二、一六八一の二、一六八二及びこれらと一体をなす国有地、字流田川三 一九三二、一九三三、一九三八、一九三九、一九四五及びこれらと一体をなす国有地、字乗越川三 一九四六の二、一九五一、一九五二、一九五九、一九六〇の二、一九六二の二及びこれらと一体をなす国有地、字学校下四 三一一六の二、三一一七、三一一二の二、三一一三の二、三一二八の二、三一二九の二、三一三四の二、三一三五の二、三一三八の二、三一三九の二、三一四二の二、三一四三の二及びこれらと一体をなす国有地、字高瀬四 三一四六、三一四七、三一五一、三一五二、三一五七、三一五八の二、三一六一、三一六二、三一六五、三一六六、三一六九、三一七〇、三一七三、三一七四、三一七六及びこれらと一体をなす国有地、字大吉灘三二〇四、三二〇九の二、三二一〇、三二一五、三二一六の二、三二二一の二、三二二二の二、三二二七の二、三二二八の一、三二二八の二、三二二三、三二三四、三二三九、三二四〇及びこれらと一体をなす国有地、字大吉三 三二五七及びこれらと一体をなす国有地、字数中下三 三六〇〇、三六〇一及びこれらと一体をなす国有地、字数中下五 三六五五の八から三六五五の一三まで、三六五六の六から三六五六の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地、字岩屋下四 三六五七の九から三六五七の一六まで、三六七六の二、字後藤川上四 三六七七の二、三六八〇の二、三六八一の二、三六八八の二、三六八九の二、三六九〇の二、三六九三の二、三六九四の二及びこれらと一体をなす国有地、字後藤瀬三 五五六五の二、五五七九の三、五五七九の四及びこれらと一体をなす国有地、字後藤瀬二 五五六〇及びこれらと一体をなす国有地、字大谷下三 五五八〇、五五八一、五五九五及びこ

れらと一体をなす国有地、字中村下三 五六四九、五六五一、五六五二及びこれらと一体をなす国有地、字堂ノ下四 五七四八の二、五七四九の二、五七五〇の二、五七五一の二、五七五二の三、五七五二の四、五七五三の四から五七五三の六まで、五七五四の二、五七五五の二、五七五六の三、五七五六の四、五七五七の三、五七五七の四、五七五八の二及びこれらと一体をなす国有地、字明治開一 五七五九の二、五七六〇の二、五七六二の二、五七六三の三、五七六三の四、五七六四の二、五七六五の二、五七六六の二、五七六七の二、五七六八の二、五七六九の二、五七七〇の二、五七七二の二、五七七三の二、五七七四の四から五七七四の六まで、五七七五の三、五七七五の四、五七七六の二、五七七七の二、五七七八の二、五七七九の二、五七八〇の二、五七八一の三、五七八一の四及びこれらと一体をなす国有地、字明治開三 六八五七の三、六八五七の四、六八五八の五から六八五八の七まで、六八五九の三及びこれらと一体をなす国有地、字明治開四 六八六一の二、六八六二の二、六八六三の二、六八六四の一から六八六四の三まで、六八六五の二、六八六六の三、六八六六の四、六八六八の四、六八六八の六、六八六九の三、六八六九の四、六八七〇の二、六八七一の三、六八七二の三、六八七三の四及びこれらと一体をなす国有地、字中海七六〇〇の七、七六〇〇の一七及びこれらと一体をなす国有地並びに字中海一 七六〇〇の二一、七六〇〇の三一、七六〇〇の三二の地先の公有水面埋立地